

令和7年3月17日

**「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について**

国は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

また、国では技能労働者への適切な賃金水準が確保されるよう、令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和7年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を用いて予定価格を積算した工事において、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができる特例措置を定めており、都道府県、市区町村においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

国分寺市はこの要請を受け、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めましたのでお知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨をご理解いただき、新労務単価等の上昇を踏まえた賃金水準の引上げや、法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約の締結等、適切な賃金水準の確保をより一層徹底いただくようお願いします。

**【問合せ先】**

総務部契約管財課契約係

電話：042-312-8690